

燃やせる ごみ	小学校区	町内会	燃やせないごみ・資源物収集日												
			曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
火曜日 ・ 金曜日	金古	金古1区・2区・5区 金古町四ツ家愛宕 金古町土俵	1・3 木曜	3 ・ 17	1 ・ 15	5 ・ 19	3 ・ 17	7 ・ 21	4 ・ 18	2 ・ 16	6 ・ 20	4 ・ 18	収集 なし ・ 15	5 ・ 19	5 ・ 19
		金古町諏訪	1・3 水曜												
	金古南	金古6区 金古町王塚 足門9区・29区 足門町中央 足門町南		2 ・ 16	7 ・ 21	4 ・ 18	2 ・ 16	6 ・ 20	3 ・ 17	1 ・ 15	5 ・ 19	3 ・ 17	7 ・ 21	4 ・ 18	4 ・ 18
	上郊	中里区													
	国府	引間区・塚田区 稲荷台区・冷水区 後正間区・東国分区 西国分区・北原区	2・4 木曜	10 ・ 24	8 ・ 22	12 ・ 26	10 ・ 24	14 ・ 28	11 ・ 25	9 ・ 23	13 ・ 27	11 ・ 25	8 ・ 22	12 ・ 26	12 ・ 26

燃やせる ごみ	小学校区	町内会	燃やせないごみ・資源物収集日												
			曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月曜日 ・ 木曜日	上郊	保渡田区・井出区	1・3 金曜	4 ・ 18	2 ・ 16	6 ・ 20	4 ・ 18	1 ・ 15	5 ・ 19	3 ・ 17	7 ・ 21	5 ・ 19	収集 なし ・ 16	6 ・ 20	6 ・ 20
	堤ヶ岡	三ツ寺区	2・4 水曜												
		棟高区・観音寺区		9 ・ 23	14 ・ 28	11 ・ 25	9 ・ 23	13 ・ 27	10 ・ 24	8 ・ 22	12 ・ 26	10 ・ 24	14 ・ 28	11 ・ 25	11 ・ 25
	国府	観音寺東区													
	桜山	菅谷区		11 ・ 25	9 ・ 23	13 ・ 27	11 ・ 25	8 ・ 22	12 ・ 26	10 ・ 24	14 ・ 28	12 ・ 26	9 ・ 23	13 ・ 27	13 ・ 27
		中泉区・福島区	2・4 金曜												

祝日、振替休日も燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物を収集します。(令和7年12月31日～令和8年1月4日収集はお休みです)

令和7年度 資源物ステーション

校区	町内会	場 所	校区	町内会	場 所
金古	金古1区	①転作促進研修館	国府	冷水区	①冷水公会堂
	金古2区	①金古2区公民館		後正間区	①福守神社
	金古町	①愛宕公会堂 ②朋友西南ステーション		東国分区	①東国分クラブ
	四ツ家愛宕	①四ツ家研修館		西国分区	①西国分公民館
	金古町土俵	①土俵区民センター ②中田歯科北ステーション		北原区	①高齢者スポーツ広場 ②三山会サンライズホーム ③熊野神社西信号南ステーション
	金古町諏訪	①北部ステーション ②元伊藤製作所西ステーション ③牛池川代田橋北 ④松本司法書士事務所南		観音寺東区	①観音寺東区民センター ②1区の2ステーション
	金古5区	①本光寺		棟高区	①棟高公会堂②棟高3警察寮南ステーション③千年台集会所
			堤ヶ岡	観音寺区	①観音様北ステーション ②天王川北八幡橋隅ステーション ③三角公園南ステーション ④NTT中継所西ステーション ⑤イオン西ステーション
金古南	金古町王塚	①47班東ステーション ②45・49班境界ステーション ③王塚6号団地公園 ④王塚5号団地公園 ⑤王塚1号団地公園 ⑥金古町王塚区民センター		三ツ寺区	①天昌寺集会所 ②ニュータウン南西(玄中橋北)
	金古6区-1	①金古下宿公会堂		菅谷区	①菅谷公民館(旧菅谷児童館)
	金古6区-2	①金古交流館 ②染谷川太鼓橋西ステーション ③旧丸二家具(積水団地北)		中泉区-1	①1区集会所
	足門町中央	①足門町中央倉庫敷地 ②道祖神祭り会場入口		中泉区-2	②中泉区公民館
	足門29区	①群馬総合運動場東		中泉区-3	③3区集会所
	足門町南	①足門町南集会所		中泉区-4	④中泉団地西ステーション ⑤中泉4区区民センター
	足門9区	①二之沢信号東ステーション ②中部用水ステーション		福島区	①福島公民館 ②西浦児童公園南
国府	引間区	①引間公民館	上郊	中里区	①中里ふれあい館
	塚田区	①塚田公会堂		保渡田区	①北部公会堂 ②保渡田交流館
	稲荷台区	①稲荷台区民センター		井出区	①井出集会所

し尿(くみ取り式)

依頼方法

市の委託業者に電話で依頼してください。

委託業者:(株)環境整備高崎センター TEL:027-325-8008

支払方法

あらかじめ群馬支所市民福祉課または、下記の市指定販売店で購入した「し尿くみ取り券」(1冊 3,100円)で、くみ取り後支払ってください。現金では支払えません。

料 金

1本(36リットル)×くみ取り本数 1本は310円
※土・日・祝日・振替休日・年末年始は収集しません。

浄化槽の管理

浄化槽管理者には、定期的な保守点検と清掃、法定検査等が義務として定められています。

保守点検

市の登録を受けた「浄化槽保守点検業者」と契約し、点検を依頼してください。年3回以上が目安です。
(人槽や処理方式によって異なります。)

清 掃

市の許可を受けた「浄化槽清掃業者」に依頼してください。年1回以上の実施が法律で義務付けられています。
(株)環境整備高崎センター TEL:027-325-8008

法定検査

群馬県検査事業団等が行います。
新しく設置した時に行う「7条検査」と毎年行う「11条検査(水質検査)」があります。

家庭雑排水槽の汚泥くみ取り

道路側溝や水路、河川などを汚さないようにするために、定期的に清掃(汚泥のくみ取り)をしてください。

①乾燥させて燃やせるごみに出す

汚泥処分方法

②市の許可業者に依頼する

日管興業(株) TEL:0274-64-2176

事業系のごみは市のごみステーションに出せません

事務所・商店・飲食店・農業(出荷を伴うもの)・工場などの事業活動に伴って生じたごみは、市のごみステーションに出せません。

法令によって、自ら処理することが義務付けられています。

事業所から排出されるごみのうち、一般廃棄物(紙くず・木くず・繊維くずなど)は、①市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼するか、②高浜クリーンセンターへ直接持ち込んでください。

その際、ご不明な点は高浜クリーンセンター(TEL:027-344-2530)へお問い合わせください。

※紙類、ダンボール、飲料缶などは再生資源業者に売却するなど、リサイクルにご協力ください。

※産業廃棄物(廃プラスチック類・金属類など)の処理方法については、産業廃棄物対策課(TEL:027-321-1355)へお問い合わせください。

し尿くみ取り券・粗大ごみ処理券販売店

※「粗大ごみ処理券」は下記店舗のほか全国のセブン-イレブンのマルチコピー機でも購入できます。

地区	町内会	店 名
金古南	金古町王塚	吉田屋酒店 TEL:027-373-6901
	足門9区	セブン-イレブン高崎足門店 TEL:027-372-5997

地区	町内会	店 名
堤ヶ岡	棟高区	ローソン群馬町棟高店 TEL:027-372-1041
	三ツ寺区	相澤酒店 TEL:027-373-4367

地区	町内会	店 名
上 郊	中里区	立川商店 TEL:027-373-0142
	保渡田区	鈴木酒店 TEL:027-373-0556

(2025年3月1日現在)